

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

(削除) 高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱 (抜粋)

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱 (抜粋)

第1条 略

第1条 略

(補助目的及び補助対象事業)

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、中山間地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)に規定する振興山村地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)に規定する離島地域、半島振興法(昭和60年法律第63号)に規定する半島地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)に定める特定農山村地域をいう。以下同じ。)への訪問看護サービスを充実するために、一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第2条 県は、中山間地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)に規定する振興山村地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)に規定する離島地域、半島振興法(昭和60年法律第63号)に規定する半島地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)に定める特定農山村地域をいう。以下同じ。)への訪問看護サービスを充実するために、一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

(1) 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な経費

ア 事務局経費

ア 事務局経費

イ 訪問看護に関する相談対応経費

イ 訪問看護に関する相談対応経費

ウ 事業の広報及び訪問看護の普及啓発経費

ウ 事業の広報及び訪問看護の普及啓発経費

エ 事業の実施に係る訪問看護ステーションへの教育経費

エ 事業の実施に係る訪問看護ステーションへの教育経費

オ あったかふれあいセンター等での訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

オ あったかふれあいセンター等での訪問看護普及啓発活動及び健康相談経費

カ (追加) 機能強化型訪問看護ステーション取得への支援に係る経費

カ その他訪問看護師の派遣調整体制整備に関する経費で知事が特に必要があると認める経費

キ その他訪問看護師の派遣調整体制整備に関する経費で知事が特に必要があると認める経費

(2) 略

(2) 略

2 略

2 略

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の3欄に掲げる基準額と同表の2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

第4条 ～ 第10条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月22日から施行する。
 - 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条第1項各号に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第1に掲げるとおりとする。

第4条 ～ 第10条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月23日から施行する。
 - 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第1

1 区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備	訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金	9,118,000円	10分の10
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の補助	<p>該当する訪問看護については、下記1～3のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中山間地域に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 2 中山間地域外に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 3 中山間地域又は知事が指定する地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 <p>当該訪問看護に対応する訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に限る。)、精神科訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、作業療法士及び精神保健福祉士に限る。)、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料又は退院調整指導費に対する特別地域訪問看護加算に相当する額に当該サービス提供回数を乗じて得た額を高知県訪問看護連絡協議会が補助した額</p> <p>ただし、特別養護老人ホームやグループホーム等の施設・事業所入居者へ同時に訪問する場合は、訪問先住所1箇所に対して1件として計上する。</p>	22,764,000円	10分の10

別表第2 略

別記個人情報取扱事項 略

別表第1

1 区分	2 対象経費	3 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備	訪問看護師の派遣調整を行う体制整備に必要な共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の補助	<p>該当する訪問看護については、下記1～3のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中山間地域に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 2 中山間地域外に所在する訪問看護ステーションから中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 3 中山間地域又は知事が指定する地域に所在する医療機関から中山間地域又は知事が指定する地域に所在する利用者の家庭までの移動に要する時間が片道30分以上1時間未満 <p>当該訪問看護に対応する訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に限る。)、精神科訪問看護基本療養費(保健師、看護師、准看護師、作業療法士及び精神保健福祉士に限る。)、在宅患者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料又は退院調整指導費に対する特別地域訪問看護加算に相当する額に当該サービス提供回数を乗じて得た額を高知県訪問看護連絡協議会が補助した額</p> <p>ただし、特別養護老人ホームやグループホーム等の施設・事業所入居者へ同時に訪問する場合は、訪問先住所1箇所に対して1件として計上する。</p>	定額

別表第2 略

別記個人情報取扱事項 略

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 (削除)
生年月日

(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容
(目的)
(内容)

3 添付書類

- (1) 経費所要額調(別紙1のとおり)
- (2) 事業計画書(別紙2, 別紙2-1のとおり)
- (3) 収入支出予算書の抄本(別紙3のとおり)
- (4) 県税事務所で発行する全税目の納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、参考となる書類

(注) 補助事業者名は、設置主体の代表者としてください。

補助金振込先: 金融機関名
支店
口座名義人(カナ)
法人名
代表者名
口座番号(種別:普通・当座)

種別: 番号:

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 印
生年月日

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容
(目的)
(内容)

3 添付書類

- (1) 経費所要額調(別紙1のとおり)
- (2) 事業計画書(別紙2, 別紙2-1のとおり)
- (3) 収入支出予算書の抄本(別紙3のとおり)
- (4) 県税事務所で発行する全税目の納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、参考となる書類

(注) 補助事業者名は、設置主体の代表者としてください。

補助金振込先: 金融機関名
支店
口座名義人(カナ)
法人名
代表者名
口座番号(種別:普通・当座)

種別: 番号:

第2号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 (削除)

(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容及びその理由
(変更内容)
(理由)
- 2 変更補助金交付額
金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 変更後経費所要額調(別紙4のとおり)
- (2) 変更後事業計画書(別紙5のとおり)
- (3) 変更後収入支出予算書の抄本(別紙6のとおり)
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、参考となる書類

(注) 内容変更のみの場合は、変更補助金交付額の記入は必要ありません。

第2号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 印

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容及びその理由
(変更内容)
(理由)
- 2 変更補助金交付額
金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 変更後経費所要額調(別紙4のとおり)
- (2) 変更後事業計画書(別紙5のとおり)
- (3) 変更後収入支出予算書の抄本(別紙6のとおり)
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、参考となる書類

(注) 内容変更のみの場合は、変更補助金交付額の記入は必要ありません。

第3号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 (削除)

(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認されるよう、(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により申請します。

記

中止(廃止)の理由

第3号様式(第7条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 印

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認されるよう、令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により申請します。

記

中止(廃止)の理由

第4号様式(第8条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 (削除)

(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定がありました補助金について、(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 概算払請求額 金 _____ 円
- 3 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 概算払を必要とする理由
(理由)
- 5 補助金振込先: 金融機関名
支店名
口座名義人(カナ)
口座番号 (種別:普通・当座)
種別: _____ 番号: _____

第4号様式(第8条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 印

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定がありました補助金について、令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 概算払請求額 金 _____ 円
- 3 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 概算払を必要とする理由
(理由)
- 5 補助金振込先: 金融機関名
支店名
口座名義人(カナ)
口座番号 (種別:普通・当座)
種別: _____ 番号: _____

第5号様式(第9条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 (削除)

(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました事業が完了しましたので、(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の種類

2 添付書類

- (1)経費所要額精算書(別紙7のとおり)
- (2)事業実績報告書(別紙8, 別紙8-1, (追加)別紙8-2のとおり)
- (3)該当事業の収入支出決算書(見込み)の抄本(別紙9のとおり)
- (4)補助金所要額調明細書(様式自由)を添えてください。
- (5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、参考となる書類

第5号様式(第9条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 印

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定がありました事業が完了しましたので、令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の種類

2 添付書類

- (1)経費所要額精算書(別紙7のとおり)
- (2)事業実績報告書(別紙8, 別紙8-1のとおり)
- (3)該当事業の収入支出決算書(見込み)の抄本(別紙9のとおり)
- (4)補助金所要額調明細書(様式自由)を添えてください。
- (5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、参考となる書類

第6号様式(第9条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 (削除)

(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定があ
りました、(削除)高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金交
付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 確定額又は事業実績報告額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控
除税額等

(要補助金返還相当額)

金 _____ 円

第6号様式(第9条関係)

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名 印

令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定があ
りました、令和2年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助
金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 確定額又は事業実績報告額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控
除税額等

(要補助金返還相当額)

金 _____ 円